

第19回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和2年5月25日（月）午後1時28分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第19回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 南越前町農用地利用集積計画の決定について

出席委員 8名		欠席委員 2名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	片山 明則		
2	山腰 吉二		
3	代継 弘子		
4	川崎 藤次		
		5	笛吹 巧
6	田嶋 秀夫		
		7	坂川 玲子
8	喜村 喜代治		
9	城野 庄一		
10	惣次 健一		
事務局長	山岸 健		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

4番 川崎 藤次

6番 田嶋 秀夫

【開会】 午後1時28分	
事務局長	<p>皆さまお集まりでございますので、ただ今から第19回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、笛吹委員さんと坂川委員さんより欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、この会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員ですが、4番 川崎委員と6番 田嶋委員をお願いいたしたいと思っております。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を惣次会長をお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>これより本日の総会に入ります。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。資料1ページをお願いします。今回2件提出されていますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>所有者は、南越前町の方で、破産手続きが開始され破産者の財産を管理する破産管財人である譲渡人と売買の話がまとまったことによる所有権移転の申請です。</p> <p>はじめに番号1番ですが、譲受人は南越前町にお住まいで、もともと賃借権による利用権が設定された田です。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。3ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、4ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>続いて番号2番ですが、1ページにお戻りください。</p> <p>譲受人は越前市にお住まいの方です。申請地は畑です。越前市発行の固定資産証明書により農地状況を確認し、また、越前市農業委員会への電話照会により農作業の従事状況等を聞き取りいたしました。今回の申請地は南越前町にお住まいの娘さんが野菜畑として利用される予定です。</p> <p>位置につきましては、5ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地</p>

事務局	<p>です。6 ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、7 ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を片山委員さんお願いします。</p>
片山委員	<p>5月15日に山腰委員さん、代継委員さん、事務局と農林水産課の鈴木補佐と私の5人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>まず1番ですが、もともと耕作されている田んぼであり、賃借権の解約後も耕作し続けるということで問題ないと思います。</p> <p>次の2番は、現在は畑が荒れていますが所有権移転後は娘さんがきちんと管理されていく予定であり、問題ないと判断いたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p>
喜村委員	<p>破産管財人が譲渡人と言う事か。また、所有者は譲受人とは関係のある方なのか。娘さんが耕作される話と言う事か。これまでも耕作していたのか。</p>
事務局	<p>破産管財人が譲渡人であります。また、双方は関係のない方で、もともとその畑を耕作されていたわけではなく所有権移転後に初めて耕作されるとのことです。</p>
議長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ないようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号議案に対し、原案のとおり許可することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり決定します。</p>
【議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について】	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>8 ページをご覧ください。</p> <p>申請人は南越前町にお住いで、田を埋め立てして、同居されているお孫さんの個人住宅建築のために所有者はそのまま農地の転用を申請するものでございます。</p> <p>位置につきましては、9 ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。10 ページは現地確認の様子です。</p> <p>被害防除策といたしましては、隣接農地への土砂流出防止策としてL型擁壁を設置し、土砂流出を防止します。取水は公共上水道、雨水は自然流下で道路側溝に放流します。この申請に際し、地元区長、農家組合長、土地改良区、隣接農地所有者からの承諾は得られております。</p>

事務局	<p>では、許可する上での判断について説明いたします。11 ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、土地改良事業を実施していることから、第1種農地と判断されます。第1種農地につきましては、原則許可できないことになっておりますが、集落に接続した親族のための住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を代継委員さんお願いします。</p>
代継委員	<p>5月15日に片山委員さん、山腰委員さん、事務局と農林水産課の鈴木補佐と私の5人で現地確認を行いました。申請地の東側は町道に面し、北側には倉庫が建ち、南側は町道をはさみ倉庫が建ち、西側は町の用水路をまたぎ農地が隣接しています。本申請の埋め立て部分の西側は田んぼとして残されるということです。集落内の農地にお孫さんの住宅を建てたいということで問題ないと判断いたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>一つ聞くが、田んぼは作っていなかったのか。</p>
代継委員	<p>はい。作っていませんでした。</p>
議長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ないようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第2号に対し、原案のとおり許可することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり決定します。</p>
【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>資料12ページをご覧ください。今回2件提出されておりますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>まず番号1番でございますが、平成26年に北陸新幹線トンネル工事に伴う作業ヤードとして一時転用を許可し、3年間の一時転用期間終了前に延長の手続きのために農地転用事業計画変更申請書を提出し、農地法5条による一時転用の申請を行い平成29年に一時転用を許可したもので、再び期間終了前に農地転用事業計画変更申請書が提出され、一時転用を申請するものでございます。</p> <p>申請者は、鉄道運輸機構と工事請負契約を締結した請負業者が北陸新幹線トンネル工事に伴い、事務所や宿舍、資材倉庫、トンネル仮設備などの、いわゆる作業ヤードを、一時的に整備するというものです。進捗状況につきましては、作業ヤードの設置、掘削ともに完</p>

事務局	<p>了。進捗率は97.0%、工事予定期間は令和3年4月26日までとなっております。令和5年までの2年間は、レール等軌道工事の請負業者に承継予定ですが、詳細は決まっていないようです。</p> <p>譲渡人は、南越前町にお住いで、権利の内容は賃借権の設定です。</p> <p>位置につきましては、13ページをご覧ください。県道沿いにある農地で、赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。14ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>本事業の期間延長に対し、地権者の他、区長や近隣者からの同意も得られていますし、事業完了後は復田して地権者にお返しすることになっております。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。17ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、農用地区域内の農地でございます。農用地区域内農地につきましては、原則許可できないこととなっておりますが、一時転用ということで不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に、番号2番ですが、12ページにお戻りください。</p> <p>譲渡人は南越前町にお住いで、譲受人は同居している息子さんです。申請地の田を埋め立てして、同居している住宅が手狭になったため息子さんの個人住宅建築のために所有者はそのまま使用賃貸借権を設定して農地の転用を申請するものでございます。</p> <p>位置につきましては、15ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。16ページは現地確認の様子です。</p> <p>被害防除策といたしまして、隣接農地は不耕作農地ですが、法面で保護して、土砂流出を防止します。取水と排水は、敷設先の町道に埋設された公共上下水道を利用されます。この申請に際し、地元区長、農家組合長、土地改良区、隣接者等からの承諾は得られております。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。17ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、上下水道管が埋設されている町道の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の教育施設がある区域であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地につきましては、転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を山腰委員さんお願いします。</p>
山腰委員	<p>5月15日に片山委員さん、代継委員さん、事務局と農林水産課の鈴木補佐と私の5人で現地確認を行いました。</p> <p>まず1番ですが、3年前と現状は変わらず一時転用の期間延長ということで問題ないと判断いたします。</p> <p>次に2番ですが、申請地の北側は国道、東側に所有者の農舎が建ち、南側は農道と町の用水路、西側は所有者の不耕作地が隣接しています。その西側の農地はそのままにされるということです。隣接地に影響はありませんので、問題ないと判断いたします。よろしくお願いたします。</p>

議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。
喜村委員	番号1番について、進捗率が97%と言う事だが、工事が終わったらどういう手続きになるのか。
事務局	工事が完了しましたら、工事完了届を提出いただきます。引き続き工事が発生する場合は、農地転用事業計画変更申請書の提出と、一時転用が必要であれば農地法第5条の規定による許可申請書を提出することになります。また、違う業者が工事を請け負うこととなった場合は、事業承継用の農地転用事業計画変更申請書と新たな事業者による農地法第5条の規定による許可申請書を提出することになります。
議長	北陸新幹線の工事用地は今後、軌道工事が進んでいくことになるであろう。申請手続きに漏れがないよう、事務局で十分注意して行っていただきたい。 他に質問はございませんか。 (質問なし) ないようでございますので、お諮りします。 議案第3号に対し、原案のとおり許可することとしてもよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議がないと認めます。本案件は原案どおり決定します。
【議案第4号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】	
議長	次に、議案第4号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、18ページをご覧ください。南越前町から農用地利用集積計画(案)が提出され、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業委員会として承認をいただきたいという内容です。利用権設定日は令和2年6月1日です。19ページをご覧ください。 令和2年6月1日新規で設定される農地の面積は78,959㎡、貸し手は34名で借り手は4名、筆数は全部で53筆です。また再設定の農地の面積は41,535㎡、貸し手は16名で借り手は6名、筆数は全部で35筆です。20ページから21ページは契約に関する詳細な情報になります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。公告予定日は令和2年5月27日の予定です。以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件につきまして、何かご質問はございませんか。
城野委員	●●●はどこの会社か。
事務局長	集落にあった農事組合法人の事業を集落に住む2名が出資会社を設立して承継されています。
山腰委員	以前の農事組合で農耕用機械に乗っていた方ともう一人が立ち上げた会社です。

事務局長	町も把握しており、機械整備事業のための補助金の申請があったが、経営改善計画の基準において要件を満たさず、見送られている状況です。
議長	他に質問はございませんか。
川崎委員	利用権の設定において、現地確認は誰が行っているのか。
事務局	(財)越前たけふ農業公社です。
喜村委員	利用権の設定は6年と決められているものか。中間管理機構へ移行する予定もあるか。
事務局長	これまで町を通じて農地の利用権設定が最長10年でしたが、令和2年4月からの円滑化団体での利用権設定廃止に伴い、中間管理機構での利用権設定推進が求められています。町との契約が切れる方や新規契約の方は、個人間での相対契約または中間管理機構を通じての契約に移行することとなります。農地の相続が未登記等の場合は契約ができないため中間管理機構へ移行できませんが、町は補助事業の見直しにより中間管理機構への移行を促しているところであります。
議長	他に質問はございませんか。 (質問なし) ないようでございますので、お諮りします。 議案第4号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決します。 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。 次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	次回農業委員会の日程でございますが、7月を予定しており、事務局案といたしましては7月27日(月)午後1時30分から ということでよろしいでしょうか。 (意見なし) それでは、次回は7月27日(月)午後1時30分から、ここ役場別館第6会議室で開催させていただきたいと思っております。次が任期最後の農業委員会となります。新規農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の募集結果につきましては、町のホームページに掲載させていただいております。また、農業委員会委員の任命にあたりましては、6月議会定例会で人事案件として上程し、承認をいただく運びでございます。 次回の開催通知、農地パトロールの日程については、改めて通知をさせていただきます。 以上をもちまして、第19回南越前町農業委員会総会を終了いたします。 閉会にあたりまして、片山会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。
片山会長職務代理者	あいさつ
【閉会】 午後2時03分	